

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第54号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、<u>第3号及び第4号</u>に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、<u>第3号から第5号</u>までに規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 社団法人全国保健センター連合会（昭和39年2月3日に社団法人全国母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）が取得し、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、<u>第4号から第11号</u>までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、<u>第4号から第12号</u>までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 社団法人全国保健センター連合会が所有し、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センターが使用する自動車</u>で専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供するもの</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>
<p>(自動車税の減免)</p> <p>第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれ</p>	<p>(自動車税の減免)</p> <p>第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれ</p>

かに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者については、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。

(1) 略

(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合

(3) 略

2 略

かに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。

(1) 略

(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人の鳥取県支所をいう。）において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合

(3) 略

2 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。